

== 経営者の皆様へ ==

リスクとして知っておきたい 「解雇トラブルの防ぎ方」セミナー

〒950-2101 新潟市西区五十嵐1の町7229-2
小野本 社労士 事務所

人のトラブルで一番多いのは解雇問題です。

次のようにお考えではありませんか。

パート・アルバイトはいつでも解雇できる。

勝手に休んだ社員は解雇できる。

給与の1か月分を払えば、解雇してもトラブルにならない。

万引きした社員は懲戒解雇できる。

会社の金を使いこんだ社員は懲戒解雇できる。

ひとつでも Yes であれば、問題が潜んでいます。

解雇は最終手段です。最終手段をとらざるを得ないときの知識を身につけ、無用なトラブルを防ぎましょう。

== セミナーでお話することの一部 ==

- 1 解雇で会社がどうしてもしなければならないことは？
- 2 退職勧奨とはどういうこと？
- 3 懲戒解雇の本当の意味？
- 4 改善指導をしても改まらなかった・・・

その事実を残すには どうすればよいのか？

- 5 合意退職が望ましい！その具体的なやりかたとは？

【セミナー 開催要項】

日時：平成23年12月2日(金) 13:30～16:30

会場：新潟ユニゾンプラザ4階 研修室1(新潟市中央区上所2-2-2)

定員：先着20名(定員となり次第 締め切らせていただきます。経営者、管理職2名様でのご参加をお勧めします)

受講料：1名 10,000円(消費税込み) 2人目半額5,000円

講師：小野本 社労士事務所 所長 小野本 美奈子



「解雇予告手当を支払い、本人からも納得してもらった退職だったのに、労働局から『あっせん申請が出されました』の手紙がきた」

「退職願が出されたので、『一身上の都合』と理由を書いてハローワークで離職票の手続きをしたのに、『退職理由の異議申し立てが出されています』の電話をもらってあわてた」

退職や解雇のトラブルは身近に起きています。

退職となると社員の不満が一気に爆発、良かれと思ってあいまいにした対応が裏目に出ることが多々あります。在職している社員に及ぼす悪影響も看過できません。

会社には65歳までの雇用義務があり、今後は70歳までの雇用が求められます。よく会社の寿命は30年といわれますが、50年雇用する時代なのです。

転職したほうが本人のためにもなるのではないかと思える社員がいたら、どこかで辞めていただくという決断が必要になるかもしれないと考えておくべきではないでしょうか。

解雇は避けたい、合意退職にしたい、そんな経営者のお気持ちに伝える、実践的な解決策をお示しします。

参加をご希望の方は、下記にご記入の上、今すぐ **fax 025-268-6130** してください。お問い合わせ tel 025-268-6120
お申込確認次第、受講票・会場案内図・お振込先案内をお送りいたします。

【参加申込書】(月 日申込)

御社名		
ご住所 〒		
電話番号	FAX番号	
参加者名	役職	E-mail
参加者名	役職	E-mail

ホームページ <http://www.sr-onomoto.jp/> でも随時受付!